

事務事業評価表

施策名	1801	道路網の整備
-----	------	--------

【事業類型】

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（光熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1~9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1~9以外）

【事業概要シート作成有無】

【事務事業評価の視点】

妥当性（市の関与）

a…市が実施することが妥当である
b…見直す余地がある
c…市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

a…施策への貢献度が高い
b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない
c…成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

a…コストを見直す余地がない
b…検討する余地がある

＜総合評価＞

A…計画通りに事業を進めることが適当
B…事業の進め方の改善検討
C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費は当初・繰越・補正予算の合計額					主な指標	単位	R 3 R 4 R 5				事業の方向性	概要 シート
				開始	終了							事業費（千円）			人件費（千円）				R 3 計画	R 4 計画	R 5 計画			
												R 3 決算	R 4 予算	R 5 見込	R 3 決算	R 4 予算								
1	国道34号等整備促進事業	都市計画課 金原 剛蔵 進藤 拓也	市、市議会、商工会議所等の12団体を会員として、「国道34号等大村市内幹線道路整備促進期成会」を組織する。会員からの負担金を拠出し、県及び国土交通省に対し、市内幹線道路の整備促進・早期完成について要望活動を実施する。 特に、国道34号大村-諫早間は4車線化への事業を強力に推進するため、大村・諫早両市、15団体で「国道34号大村・諫早間整備促進期成会」を組織する。両市で負担金を拠出し、国土交通省に対し、官民一体となって強力な要望活動を実施する。				10	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	1,441	2,942	3,045	6,299	10,105	国道34号進捗率 (事業費ベース) H30以降は大村~諫 早間追加	%	52.0	53.0	54.0	55.0	現状維持	無
2	橋りょう維持管理事業	道路整備課 内田 清和 田淵 真也	橋りょう点検（近接目視） 市道橋 N=301橋 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事 N=29橋	平成26年度		道路法	6			a 余地なし	A 事業推進	153,988	49,373	348,953	6,303	5,614	橋梁点検数	橋数	119	121	84	61	現状維持	無
3	市道維持管理事業	道路整備課 内田 清和 野口 修一	市道937路線、総延長569Kmの維持・管理を行う為、側溝・路面の修繕・補修、街路管理業務・雑草刈り取りや、市道区域内の民有地測量・分筆を委託で行い、専門嘱託員2名において道路のパトロールや分筆された土地の所有権移転登記を行っている。			道路法	6			a 余地なし	A 事業推進	191,020	210,766	304,080	41,620	33,792	側溝・路面の修繕 補修件数	件	300	215	300	300	現状維持	無
4	歩道段差解消事業	道路整備課 内田 清和 片山 康平	旧基準で整備されている歩道で、交差点部における車道との段差を解消する。	平成17年度			10	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	1,000	1,000	1,000	800	873	歩道段差解消か所	か所	4	4	4	4	現状維持	無
5	法定外公共物維持管理事業	道路整備課 内田 清和 野口 修一	法定外公共物の維持管理は、利用者である地域住民で行なうことを原則としており、原材料支給を行う。また災害時の崩落など危険な状態が発生し、緊急を要する箇所については市が必要な措置を行う。	平成16年度		大村市法定外公共物 管理条例	5			a 余地なし	A 事業推進	13,712	6,805	18,073	7,029	7,762	修繕か所数及び原 材料支給か所数	か所	24	27	21	21	現状維持	無
6	竹松駅前原口線整備事業	道路整備課 内田 清和 森 哲哉	全体計画 道路改築 延長L=600m 幅員W=16m 用地取得 A=6,642㎡ 建物補償 N=19件	平成22年度	令和5年度	都市計画法	9	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	144,934	39,372	166,321	7,426	7,586	道路の整備率 (事業費ベース)	%	69.0	72.1	78.6	86.1	現状維持	無
7	道路新設改良県営事業（負担金）	道路整備課 内田 清和 宮崎 浩一	市内の国道444号や主要地方道、一般県道の拡幅改良について、投資効果のある路線から重点的に行い、快適で効率的な都市基盤の形成を図る。 対象路線 一般国道444号 主要地方道（大村壠野線、大村停車場線、大村貝津線、長崎空港線） 一般県道（松原停車場線、竹松停車場線、多良岳大村線）			道路法	3	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	5,168	0	67,350	539	394	道路の整備率 (道路改良延長)	%	86.2	88.2	88.2	88.2	現状維持	無
8	道路新設改良事業	道路整備課 内田 清和 宮崎 浩一	市内全域に存在する市道の内、部分的に狭い箇所や車の離合が出来ない狭い道路の局部改良及び拡幅改良を行い道路の構造改善を実施する。 市道線他48箇所 全体延長 L=16.8km 市内一円 拡幅改良、局部改良及び舗装補修			道路法	11	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	94,561	79,948	227,850	20,166	26,065	市道整備率 (道路改良延長)	%	68.2	68.3	68.4	68.6	現状維持	有

